資料７

教育と福祉の

よりよい連携をめざして

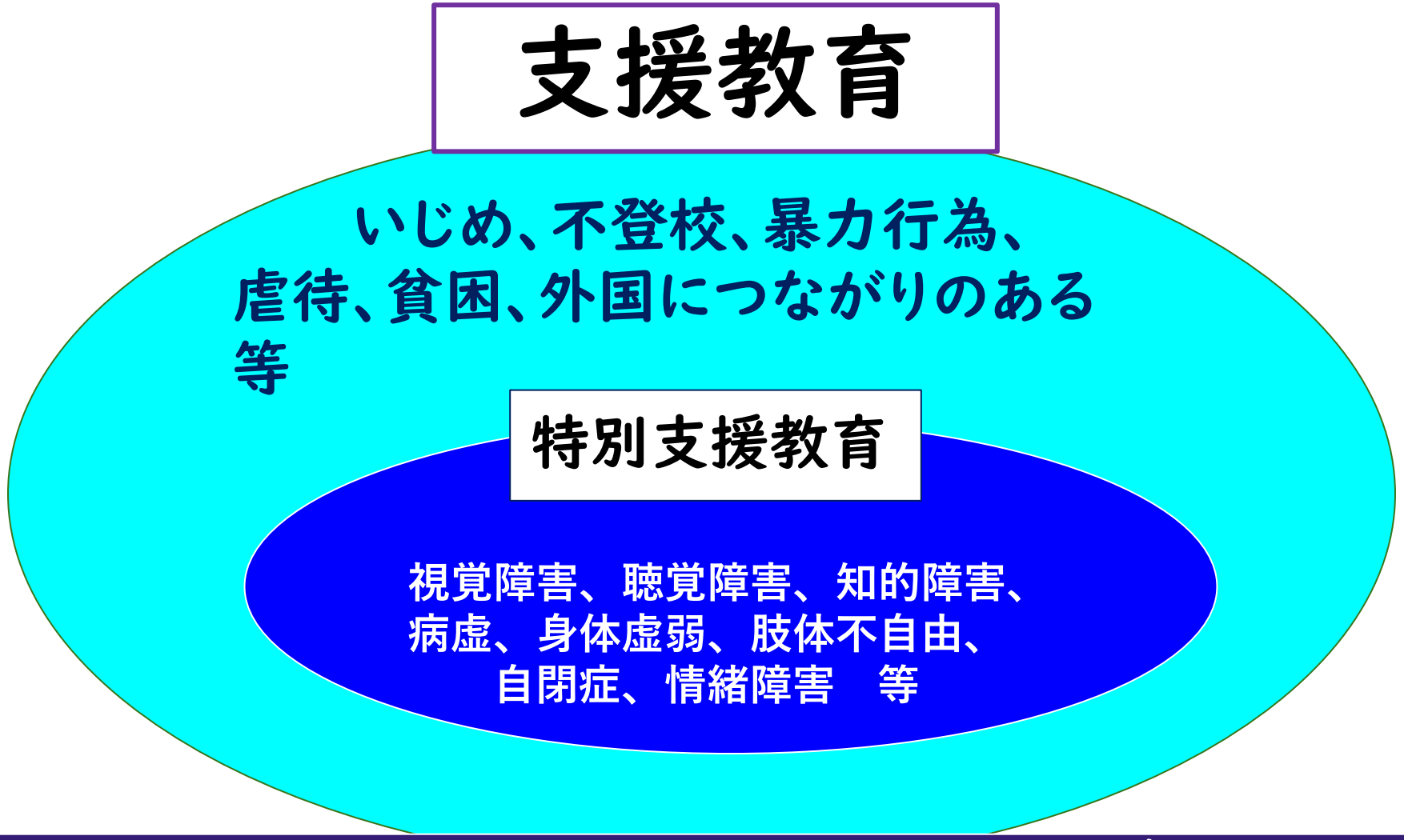


川崎市教育委員会事務局学校教育部
支援教育課小中高等学校支援教育担当

本 日 の 内 容

1 障害のある子どもたちの学びの場

2 学校と障害児通所支援事業所との連携



障害の有無にかかわらず、
一人ひとりの教育的ニーズに対応

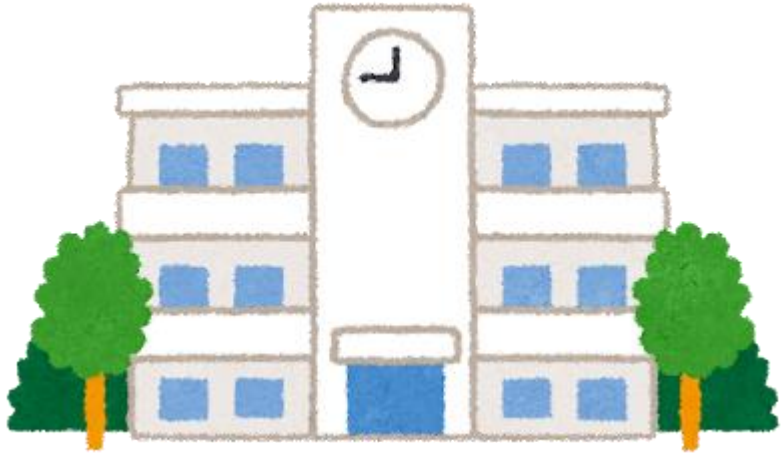
施策3

一人ひとりの教育的ニーズへの対応

Key Project2　切れ目のない支援
学びの可能性をすべての子どもに

「すべての子どもが自分らしく安心して学び続けられるよう、学校だけでなく、関係する組織がつながり、児童生徒一人ひとりに応じた支援を進め、自立、社会参加するために必要な力を培っていきます。」

Ⅰ　障害のある子どもたちの学び場



多様な学びの場

一人一人の教育的ニーズに応じた多様な学びの場があります。



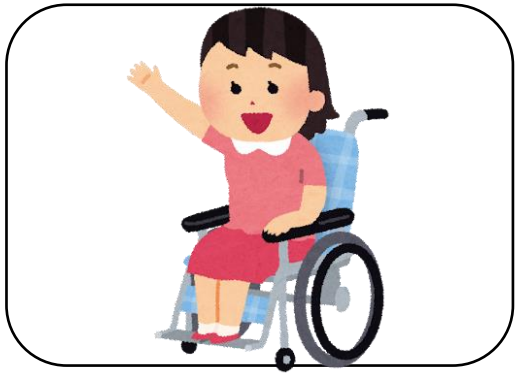
通常の学級



（通常の学級）
通級指導教室



特別支援学級



特別支援学校

特別の教育課程を編成
（学校教育法施行規則　第138条）

川崎市立　特別支援学校

田島支援学校
（高等部）

田島支援学校
桜校（小・中）

中央支援学校

聾学校



・支援ニーズの高い児童生徒を対象として教育を行っています。
・教育部門ごとに通学地域を定め、スクールバスを運行しています。
（知的障害教育部門、肢体不自由教育部門、聴覚障害教育部門）
・多くの場合、「自立活動」「日常生活の指導」「遊びの指導」「生活単元学習」等を中心とした教育課程を編成しています。
（小・中・高等学校の教育課程に準じた学習をしている児童生徒もいます。）

川崎市立小学校・中学校の特別支援学級

小学校；１１５校

中学校；５１校
（付属中を除く）



●障害の状態や必要な支援によって学級種別が決定され、
学級編成がされています。

「知的障害」「肢体不自由」「病弱・虚弱」「弱視」「難聴」「自閉症・情緒障害」

●学級種別ごとに８名までで１学級が設置され、
担任は１学級１名が原則です。

●交流及び共同学習(通常の学級での学習)については、児童生徒の
状況と学校の状況から内容や形態を 学校と保護者が相談して
行います。



通級指導教室

言語；小学校のみ
7校

情緒関連；
小学校　7校
中学校　3校

難聴；聾学校
（小・中）

●市立小・中学校の通常の学級に在籍している児童生徒が対象です。

【言　語】

発音に誤りがある、話すときに言葉がつまったり同じ音を繰り返したりする、
言葉の理解が苦手で指示が通りにくい　等

【情緒関連】

場に応じたコミュニケーションがとれない、場面の切り替えが難しい、
苦手さに応じた学習の効果的な仕方を学ぶ　等

【難　聴】

きこえの仕組みや補聴器について学ぶ、聴力に応じて、読む・書く・聞く・話す力を
育てる、人とのかかわりかたを学ぶ　等

川崎市立学校　支援教育コーディネーター

・児童生徒一人一人の教育的ニーズに寄り添い、担任をはじめとする教職員や保護者、関係機関と連携して、児童生徒がよりよい学校生活が送れるよう環境を整えていく存在として、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校に配置しています。





小学校　支援教育コーディネーター



児童指導

児童からの相談・指導
いじめ等の未然防止



特別支援教育

個に応じた学習支援
適切な支援計画の策定



教育相談

保護者等からの相談対応
不登校児童等への支援

中学校　支援教育コーディネーター



養護教諭、スクールカウンセラー、
スクールソーシャルワーカーとの連携強化





協働



支援教育Co

生徒指導担当



「個別の指導計画」の
作成推進



児童相談所や警察等の
関係機関との連携窓口



２　学校と障害児通所支援事業所との連携

学校 と 放課後等デイサービス

学　　校

●教育基本法や学校教育法などの法令に従って教育課程を編成。

●特別の教育課程

特に必要がある場合は、

特別の教育課程によることができる。

（学校教育法施行規則第138条）

放課後等デイサービス

●平成24年4月に児童福祉法に新たな事業として位置づけられた。

●学校に就学している障害児に、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与すること

（川崎市版放課後等デイサービスガイドラインより）

障害のある子どもたちの一日も変化

幼稚園　保育園　小中学校　特別支援学校　＋　放課後等デイサービス

・児童発達支援や放課後等デイサービス等で、療育や余暇を過ごすことも多くなった。

教育と福祉の連携は
いっそう求められる



家庭・教育・福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告

～障害のある子と家族をもっと元気に～　概要

別添1



1．教育と福祉との連携に係る主な課題

学校と放課後等デイサービス事業所において、お互いの活動内容や課題、担当者の連絡先などが共有されていないため、円滑なコミュニケーションが図れておらず連携できていない。

2．保護者支援に係る主な課題

乳幼児期、学齢期から社会参加に至るまでの各段階で、必要となる相談窓口が分散しており、保護者は、どこに、どのような相談機関があるのかが分かりにくく、必要な支援を十分に受けられない。

今後の対応策

1．教育と福祉との連携を推進するための方策

・教育委員会と福祉部局、学校と障害児通所支援事業所との関係構築の「場」の設置
・学校の教職員等への障害のある子供に係る福祉制度の周知
・学校と障害児通所支援事業所等との連携の強化
・個別の支援計画の活用促進

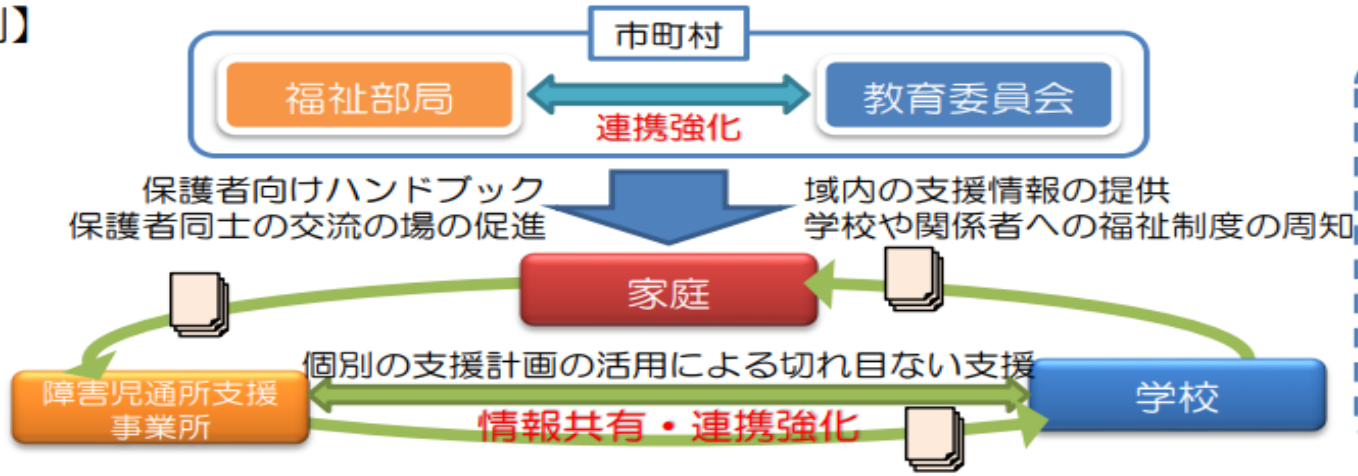
2．保護者支援を推進するための方策

・保護者支援のための相談窓口の整理
・保護者支援のための情報提供の推進
・保護者同士の交流の場等の促進
・専門家による保護者への相談支援

【具体的な取組例】

（厚生労働省）
・放課後等デイサービスガイドラインの改定

・障害福祉サービス等報酬改定で拡充した連携加算を活用し、学校との連携を更に推進。



（文部科学省）
・個別の支援計画を活用し、切れ目ない支援体制を整備する自治体への支援

・保護者や関係機関と連携した計画の作成について省令に新たに規定

より一層の充実を目指して

- 川崎市における障害児通所支援事業所と学校との連携の基本的な考え方について（通知）

【令和５年７月２１日付　教育委員会・健康福祉局】

＜連携の基本的な考え方（抜粋）＞
（１）子どもの権利を最大限に尊重
（２）守秘義務遵守
（３）窓口の明示
（４）連携の目的の明確化
（５）支援方針や支援計画等にかかわる連携



学校と障害児通所事業所との連携

1. 保護者を介して連携する（保護者が学校と事業所に連携要請をする）。

2. 窓口を明示する（学校は、管理職または支援教育コーディネーター）。

3. 事前に保護者や事業所と、連携の目的を確認する。

4. 個人情報の取り扱い・保護について確認する。

5. それぞれの業務に支障が出ない範囲で行う。

＊方法；参観、情報交換（送迎時等）、電話連絡、ケース会議など

＊内容；引継ぎ、見立てや支援にかかわることなど



学校と障害児通所事業所との連携

【現状】
・学校の行事予定等を共有している。
・送迎時に学校での様子を伝えている。
・児童生徒の情報交換を行っている。

【課題】
・関係機関等が多種多様で、事業内容の把握が難しい。
・連携の時間の確保が難しい。
・個人情報が含まれるため、本人・保護者の同意が必要である。

よりよい連携の推進に向けて

●お互いの立場を理解、尊重し、無理のない時間や方法で連携していきます。

●本人・保護者と学校が作成している個別の教育支援計画・個別の指導計画は、保護者が保管していますので、保護者の同意を得て、連携していきます。

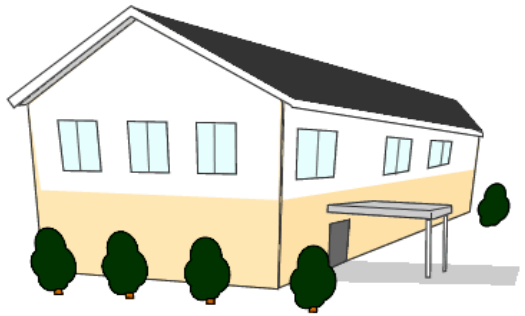
お互いの指導目標、支援の手だてなどを活用し、よりよい支援に！





個別の教育支援計画等を活用した連携

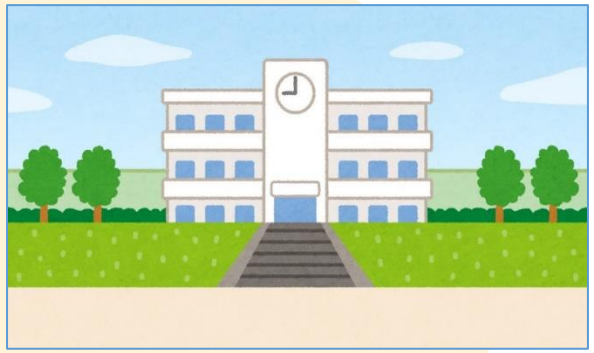
保護者の同意のもと、状況に応じた
情報の共有・連携



関係機関
（放課後等デイサービス、
児童発達支援等）



家庭



学校

【個別の教育支援計画】

保護者の同意のもと、状況に応じた
情報の共有・連携

ご清聴ありがとうございました。

障害のある子どもやその保護者が地域で
切れ目なく支援が受けられるよう、
家庭と教育と福祉の一層の連携をしていきましょう。

家 庭





学 校

地 域

